

<女性活躍推進法>

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館行動計画

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に勤務する職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

<計画期間>

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

<課題>

年次有給休暇の平均年間取得日数が 5 日程度であり、付与日数を大きく下回っている状況にあり、休暇取得をしやすい雇用環境の整備を行う必要がある。

<目標>

計画期間内に年次有給休暇の平均年間取得日数を 10 日とする。

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 部署毎の年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 28 年 10 月～ 改善策の検討
- 平成 29 年 4 月～ 部門長を対象に休暇の適正取得についての研修等の実施
- 平成 30 年 4 月～ 院内広報誌などで休暇取得推進のキャンペーンを行う